

よくある質問(Q&A)

制度について

Q1 松山市ファミリーシップ制度と婚姻制度の違いは何ですか。

婚姻は法律に基づくもので、婚姻することにより相続権や扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

松山市ファミリーシップ制度は、法律上の婚姻制度や養子縁組制度ではないので、法的な効力を有するものではありません。

Q2 届出することができるのは、同性のカップルだけですか。

同性間・異性間を問わず、要件を満たしていれば届出できます。

Q3 子どもなど、家族がいる場合はどうなりますか。

二人又はどちらか一方に家族がいる場合、その家族も近親者として受理証明書等に氏名等を記載することができます。

Q4 同居していない子どもは届出できますか。

子どもが市外の学校に進学し別居しているなど、生計が同一の場合は、近親者として届出できます。

Q5 外国人でも届出できますか。

外国人の方も届出できます。その場合、婚姻要件具備証明書(婚姻要件を満たしていることを証する書類)に、日本語訳(本人等の翻訳も可)を添付して提出してください。

なお、ファミリーシップの届出をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q6 他の自治体のパートナーシップ制度又はファミリーシップ制度の証明書等を持っていますが、松山市でも届出はできますか。

他の自治体の制度を利用している方が松山市に転入する場合、松山市のファミリーシップ制度の要件を満たしていれば、松山市でも届出することができます。

ただし、他の自治体の制度で届け出ている同一のパートナーである場合に限りです。

Q7 届出すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

ファミリーシップ制度の届出をした場合でも、戸籍や住民票の記載は変わりません。

なお、届出した二人の住民票の世帯が同一の場合、「同居人」を「縁故者」に変更することができます。希望する場合は、市民課へご相談ください。

Q8 通称名で届出できますか。(日本人の場合)

通称名で届出することができます。届出時に、社会生活で日常的に当該通称名を使用していることを確認できる書類等を提出してください。(P.6参照)

なお、通称名でファミリーシップ制度の届出をした場合でも、戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q9 通称名で届出できますか。(外国人の場合)

通称名で届出することができます。届出時に、社会生活で日常的に当該通称名を使用していることを確認できる書類等を提出してください。(P.6参照)

なお、外国人の方は、通称名を住民票に記載することができます。住民票の通称名を記載したい方は、市民課外国人住民担当にご相談ください。

手続きについて

Q10 ファミリーシップ制度の届出手続きに費用はかかりますか。

届出や受理証明書等の交付に費用はかかりません。

ただし、届出の際に必要な確認書類の各種証明書に関する交付手数料等は自己負担となります。

Q11 代理届出はできますか。

代理人での届出はできません。電子申請や郵送を利用する場合でも、必ずご自身で書類を作成し届出してください。ただし、やむを得ない事情で、ご自身による手続きが困難な場合は、ご相談ください。

Q12 届出の対象者本人が作成した届出書類を代理人が持参した場合、受け取ってもらえますか。

書類の受取りはできますが、受理証明書等の即日交付はできません。

書類を確認して、不備があれば本人に連絡します。

Q13 土日など、休みの日に届出することはできますか。

郵送又は電子申請をご利用ください。土日や夜間を問わず、利用可能です。

窓口で届出できるのは、月～金曜日(祝日・年末年始を除く。)の8時30分から17時(12時～13時を除く。)で、事前予約が必要です。

Q14 受理証明書はすぐに交付されますか。

届出の対象者本人が窓口へ届け出た場合は即日交付します。なお、手続きには1時間程度かかります。

Q15 変更手続きは電子申請ができますか。

変更、返還などの届出は、受理証明書等の返還が必要となるため、電子申請はできません。窓口又は郵送での対応となります。

Q16 市外に転出する場合はどうすればいいですか。

どちらか一人が市外に転出し、ファミリーシップの継続を希望される場合は、「ファミリーシップ届出受理証明書等変更届」(様式第7号)及び新住所の市区町村が発行した住民票の写し等を提出し、受理証明書等を返還してください。住所を変更した、新たな受理証明書等を交付します。(P.10参照)

二人とも市外に転出する場合は、「ファミリーシップ届出受理証明書返還届」(様式第11号)を提出し、受理証明書等を返還してください。(P.11参照)

Q17 ファミリーシップの関係を解消した場合は手続きが必要ですか。

「ファミリーシップ受理証明書等返還届」(様式第11号)を提出し、受理証明書等を返還してください。どちらか一人でも届出はできますが、相手方には返還手続きが行われたことを通知します。

受理証明書等について

Q18 受理証明書等に記載される届出日はいつの日付になりますか。

届出書類を確認し不備等がなければ、下記の日付を届出日として処理します。

- ・窓口受付の場合・・・窓口で手続きを完了した日。
- ・郵送受付の場合・・・松山市役所に届出書類が届いた日。
- ・電子申請の場合・・・双方からの電子申請の入力が完了した日。

(二人の入力完了日が違う場合、遅い方の入力完了日。)

Q19 受理証明書等には有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q20 受理カードは再交付してもらえますか。

受理証明書等を紛失したり、汚したりしてしまった場合には、再交付の手続きができます。(P.9参照)。

Q21 受理証明書等の再交付の際に、最初の届出日を記載してもらえますか。

受理証明書等には、届出日と交付日を記載します。

Q22 受理証明書等の氏名を変更することはできますか。

「ファミリーシップ届出受理証明書等変更届」(様式第7号)及び新しい氏名の戸籍個人事項証明書等を提出し、受理証明書等を返還してください。氏名を変更した、新たな受理証明書等を交付します。(P.10参照)

Q23 受理証明書等にはどのような使い道がありますか。

市営住宅の入居申込み等の行政サービスで利用できます。
詳しくは、「松山市ファミリーシップ制度で利用可能な行政サービス一覧」をご確認ください。

また、民間事業者では携帯電話の家族割、生命保険の受取人の手続き等のサービスを提供している場合があります。詳しくは、各事業者へお問い合わせください。



利用可能なサービス一覧

Q24 パートナーが亡くなりました。受理証明書等は返還しなければなりませんか。

「ファミリーシップ届出受理証明書等返還届」(様式第11号)を提出し、受理証明書等を返還してください。

ファミリーシップに近親者が含まれていて、引続きファミリーシップを希望する場合は、お手元の受理証明書等と引き換えに、新たな受理証明書等を交付します。

Q25 婚姻した場合は受理証明書等を返還しなければなりませんか。

「ファミリーシップ届出受理証明書等返還届」(様式第11号)を提出し、受理証明書等を返還してください。

Q26 受理証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

使用できません。届出受理証明書等は、家族として共に生きる関係であることの届出を市が受理したことを証明するものです。

Q27 受理証明書等以外の代わりの証明書を発行してもらえますか。

手続きなどで証明書が必要な場合は、「松山市ファミリーシップ届出書記載内容証明書交付申請書」(様式第9号)を提出してください。「ファミリーシップ届出書記載内容証明書」を交付します。

制度の運用等について

Q28 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

届出手続きの際には、住民票の写し及び戸籍個人事項証明書等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示を求め、なりすまし等を防止します。

万一、不正利用や偽造・変造が認められた場合には、受理証明書等の返還を求め、ファミリーシップの届出を無効とします。